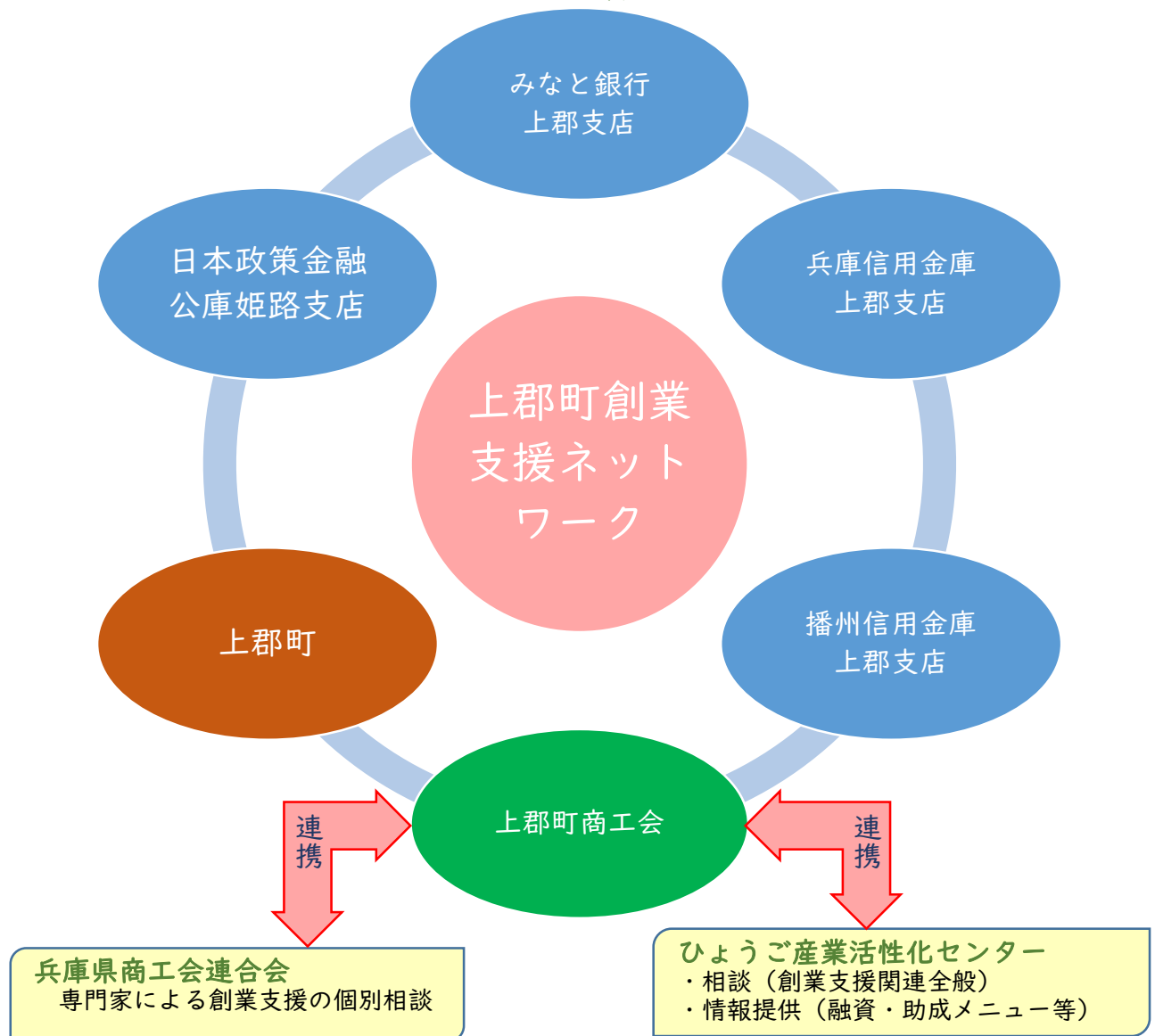


上郡町で起業・創業を 検討されている方へ



令和3年7月作成

上郡町創業支援ネットワークが一体となって あなたの起業・創業を支援します！



【各機関の主な支援】

上郡町商工会 (☎52-3710)

⇒事業計画、経営戦略などについて経営指導員が支援をします。

創業塾の開催や創業支援の個別相談(特定創業支援等事業)を実施しています。

日本政策金融公庫姫路支店 (☎079-225-0571)

みなと銀行上郡支店 (☎52-1770)

兵庫信用金庫上郡支店 (☎52-0330)

播州信用金庫上郡支店 (☎52-7564)

・各種融資の相談や創業塾の支援をしています。

上郡町役場(産業振興課 ☎52-1116)

⇒ワンストップ相談窓口を設置して、起業・創業に関する情報などを提供します。

【主な支援について】

★ワンストップ相談窓口★

・起業・創業を検討されている方のための相談窓口を役場産業振興課内に随時開設しています。上郡町、上郡町商工会、金融機関と連携して、相談内容に応じた支援策や関係機関を紹介させていただきます。相談内容を事前に確認させていただきたいので、相談前にまずは電話またはメールでお問い合わせをお願いします。

相談窓口開設場所：上郡町役場産業振興課 商工観光係

開設時間：平日の午前 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ先：産業振興課 商工観光係 電話（0791-52-1116）

FAX（0791-52-6015）

メールアドレス：sangyo@town.kamigori.lg.jp

※メールの件名に「ワンストップ相談希望」とお書きください。

◆お問い合わせの際に、下記の内容を聞き取りさせていただきますのでご了承ください。

「ワンストップ相談窓口ヒアリングシート」を上郡町ホームページからダウンロードして記入していただき、メール又は FAX で送っていただいてもかまいません。

- ・住所 ・氏名 ・年齢（年代） ・連絡先（電話、メールアドレス）
- ・起業・創業を考えている業種
- ・起業・創業の開始希望時期
- ・起業・創業を考えている場所（上郡町内）
- ・起業・創業の動機や目的
- ・起業・創業に関する関心事・心配事（相談したいこと）

※聞き取りの際にお伝えされた個人情報等については、上郡町創業支援ネットワーク内の支援以外には使用いたしません。

★創業塾★

・創業・起業希望者を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野について学び、創業に向けた心構えや知識を身につけていただくためのセミナーを年 1 回開催しています。

★個別相談指導★

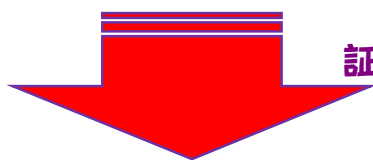
・経営、税務、労務、金融、販路開拓等について、商工会の経営指導員より 1 回 1 時間以上の個別相談を受けることができます。また、相談内容によっては専門家からのアドバイスを無料で受けることもできます。

創業塾・個別相談指導のお問い合わせ先：上郡町商工会（52-3710）

※創業塾を受講もしくは個別相談指導を受けられた方で、一定要件に該当すれば「特定創業支援等事業証明書」を交付いたします。

証明書交付要件

- ①上郡町商工会が開催する「創業塾」において、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、全体の7割以上出席した者。
なお、講義の一部を受講できなかった場合でも、②において受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより補完できれば交付されます。
- ②上郡町商工会が実施する経営、財務、人材育成、販路開拓についての「個別相談指導」を2ヶ月以上にわたり4回以上受け、4分野の知識が身についたと認められる者。



証明書が交付されると
以下のような優遇措置が受けられます。

会社設立時の登録免許税の軽減

上郡町内で株式会社を設立する際の登録免許税が、
資本金の0.7%⇒0.35%に軽減
(最低税額の15万円の場合は7.5万円に軽減)

創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、
事業開始前の6ヶ月前から利用可能
(通常は2ヶ月前から)

※保証の特例を受ける際は、別途信用保証協会の審査が必要です。

融資自己資金要件充足

日本政策金融公庫の「新制度融資制度」について、
自己資金要件を充足したものとして利用可能。

※融資実行には、日本政策金融公庫の審査が必要です。

融資貸付利率引き下げ

日本政策金融公庫の「新規開業支援資金」について、
貸付利率の引き下げの対象として同資金を利用可能。

※融資実行には、日本政策金融公庫の審査が必要です。

上郡町創業支援補助金の交付

起業日に上郡町内に住所を有し、市町民税を完納しており、継続発展する見込みのある事業を起業する方について、上限50万円まで(事業所開設支援事業の場合)の補助金が交付されます。

詳細については、4ページ、5ページをご覧ください。

「特定創業支援等事業証明書」の交付窓口は、役場産業振興課です。
印鑑(スタンプ印以外)と本人確認書類を持参の上お越しください。

※申請から証明書の発行までに通常3日~7日程度かかります。

【上郡町創業支援補助金について】

★補助金支給の対象となる方★ 1～8の要件すべてを満たすことが条件です！

1. 本社機能を有する事業所等を町内に設置し、又は設置しようとしている者。(法人起業にあっては、登記上の本店所在地も町内に置くこと。)
2. 《別表》の事業に該当しないこと
3. 起業の日(開業もしくは会社設立の日)に上郡町内に住所を有する方
4. 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する方
5. 産業競争力強化法で認定された創業支援等事業計画に基づき、創業支援等事業者(上郡町商工会)が実施する特定創業支援等事業(創業塾、個別相談指導)による支援を受け、特定創業支援等事業証明書の交付が受けられる方(3ページをご覧ください。)
6. 創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けてから3年以内の者で、特定創業支援等事業証明書の交付が受けられる者
7. 許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けていること。
8. 市町村民税を完納している方

《別表》 補助対象外事業

(1) 農業	(13) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに関わる調査を主に行うもの
(2) 林業及び狩猟業	(14) 易断所及び観相業
(3) 漁業	(15) 相場案内業
(4) 金融業及び保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く)	(16) 病院
(5) 娯楽業のうち風俗関連営業	(17) 一般診療所
(6) 競輪、競馬等の競走場又は競技団	(18) 歯科診療所
(7) パチンコホール	(19) 助産業及び看護業
(8) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場	(20) 学校(学校法人が経営するもの)
(9) 場外馬券場及び場外車券場	(21) 社会保険・社会福祉・介護事業(法人が経営するもの)
(10) 競輪競馬等予想場	(22) 宗教、政治、経済、文化その他非営利事業を行う団体
(11) 芸ぎ場・芸ぎ斡旋業	(23) LLP(有限責任事業組合)
(12) 集金業及び取立て業(公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く)	(24) その他、公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

★補助金支給の対象となる事業と補助率★

事業所開設支援事業

- ①土地及び建物の取得、建築、賃借、改修等にかかる経費
- ②機械装置及び設備の購入、賃借、改修等にかかる経費
- ③申請する事業において直接必要とする車両、工具若しくは備品等の購入及び賃借等にかかる経費



補助率 1 / 2 (上限 50 万円)

経営支援事業

※事業所開設支援事業を実施した方に限る

- ①専門家の受け入れにかかる経費
- ②市場調査にかかる経費
- ③展示会及び見本市への出展にかかる経費



補助率 1 / 2 (上限 30 万円)

★補助金申請に必要な書類★

- ◎上郡町創業支援補助金交付申請書(上郡町ホームページからダウンロードできます)
- ◎事業計画書(商工会等で指導を受けて作成したもの)
- ◎経費の積算根拠が確認できる書類(図面、カタログ、見積書等の写し)
- ◎特定創業支援等事業証明書の写し
- ◎住民票の写し
- ◎市町村民税の完納を証明する書類
- ◎営業に必要な許認可等を受けていることを証明できるもの(許認可等を必要とする業種の場合に限る)
- ◎国、県その他の機関等からの補助金、負担金その他これに類するものの交付を受けている場合、それらを証明できるもの
- ◎誓約書(上郡町ホームページからダウンロードできます)

※その他、必要に応じて関係書類を提出していただく場合があります。

「**上郡町創業支援補助金**」の申請窓口は、役場産業振興課です。
申請の前にお問い合わせください。詳細をご説明いたします。

【兵庫県の融資制度について】

新規開業貸付(県内において新たに事業を開始しようとする方及び開業して間もない方を支援)

1. 融資対象者

信用保証協会の保証対象となる業種を新たに営もうとする方で、次のいずれかに該当する方

(1) 事業を営んでいない個人で、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ借入金額が2,000万円を超える場合は、借入金額から2,000万円を差し引いた額以上の自己資金相当額を有する方

ア 個人で1ヶ月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受ける方は6ヶ月以内)に県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する方

イ 新たに会社を設立して2ヶ月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受ける方は6ヶ月以内)に県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する方

(2) 事業着手後、営業を開始していない方又は営業を開始して1年未満の方

(3) (1) または (2) に該当し、在留資格「経営・管理」の資格取得が見込まれる外国人

(4) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する方

2. 融資条件等

	融資対象者(1)	融資対象者(2)(3)
自己資金要件	借入金額から2,000万円を差し引いた額	なし
資金用途	設備資金及び運転資金	
融資限度額	3,500万円	
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)	
融資利率	0.60%(固定利率)	
信用保証	必要	
保証人・担保	保証協会の定めるところによる(第三者保証人不要)	

3. 申込先

県融資制度を取り扱っている金融機関へ直接お申し込みください。

4. 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室(078-362-3321)又は西播磨県民局(58-2100)

5. その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

新規開業貸付（経営者保証免除貸付－経営者保証に依存しない融資で開業を支援）

1. 融資対象者

次の（１）から（２）のいずれかに該当し、かつ（３）又は（４）に該当する方

- （１）事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、事業着手後営業を開始していない者又は営業を開始して１年未満の方
- （２）中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する方
- （３）取扱金融機関から、当該貸付額に対する１割以上の額のプロパー融資（直接金融機関から借り入れる融資）を、経営者保証なしで同時に受けられる方
- （４）融資申込時までに、取扱金融機関において経営者保証なしのプロパー融資の借入残高がある方

2. 融資条件等

融資限度額	500万円 ※ただし、新規開業貸付（限度額3,500万円）とあわせて3,500万円
融資利率	年0.60%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	不要
信用保証	不要

3. 申込先

県融資制度を取り扱っている金融機関へ直接お申し込みください。

4. 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室（078-362-3321）又は西播磨県民局（58-2100）

5. その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

再挑戦貸付(いったん廃業し、再起業しようとする方を支援)

1. 融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者で、経営状況悪化による事業廃止の日又は解散の日から5年以内に、適正な事業計画により再起業を図る方

- (1) 事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に新たに事業を開始する方
- (2) 事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に新たな会社を設立し事業を開始する方
- (3) 最起業してから6ヶ月以内の方

2. 融資条件

融資限度額	2,000万円
融資利率	年0.60% (固定利率)
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)
資金用途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	不要
信用保証	信用保証協会の定めるところによる (第三者保証人不要)
ポイント	(1) 新会社設立のための株式取得資金は、融資対象となりません。 (2) 廃業経験者であっても、経営状態の悪化等によらない廃業 (自主的廃業) の場合は、融資対象となりません。 (3) 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散日において当該会社の業務を執行していた役員も対象とします。 (4) 新規開業貸付 (限度額 3,500万円) と併用できます。ただし、その場合でも、融資限度額の制限を受けます。

3. 申込先

県融資制度を取り扱っている金融機関へ直接お申し込みください。

4. 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 (078-362-3321) 又は西播磨県民局 (58-2100)

5. その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

【兵庫県信用保証協会の保証制度について】

創業にかかる保証（創業関連保証）

保証限度額	2,000万円
資金用途	運転資金および設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金は対象外
担保	不要
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
融資対象者	事業を営んでいない個人で、①1ヶ月以内（※1）に事業を開始する方 ②2ヶ月以内（※1）に会社を設立する方 （※1）認定特定創業支援事業の支援を受けた創業者は6ヶ月以内 事業を営んでいない個人が、③事業を開始し5年を経過していない方 ④設立した会社で設立後5年未満の会社 （※2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいう
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.60%（地域創生キャンペーンが適用） ※女性、若者、シニアの創業者の方については、チャレンジキャンペーンが適用され、年0.50%となります。
返済方法	原則として、元金均等分割返済
融資期間	10年以内（据置1年以内）
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）
経営支援	外部専門家（中小企業診断士・公認会計士等）による経営支援を無料で受けられます。
お問い合わせ先	兵庫県信用保証協会 姫路事務所（079-289-3612）

地域活力向上保証「ふるさと」

対象となる方	①兵庫県外に在住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方
資金用途	運転資金および設備資金
保証限度額	2億8,000万円 ※一般の普通保険（2億）および無担保保険（8,000万円）の範囲内
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
貸付形式	証書貸付
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて提供
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
保証料率	経営状況に応じて決定
保証割合	責任共有制度対象 ※創業関連保証を利用する場合は対象外（100%保証）
必要書類	所定の申込書類のほか、「地域活力向上保証「ふるさと」確認書兼推薦書」等添付書類
その他注意事項	自治体融資制度との併用はできません。また、「創業関連保証」を除く他の保証制度との併用はできません。
お問い合わせ先	兵庫県信用保証協会 姫路事務所（079-289-3612）

【日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業ローンについて】

1. 新規開業資金(新たに事業を始める方、事業開始後間もない方)

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の創出を伴う事業を始める方 ・現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方 ・産業競争力強化法に定める特定創業支援等事業を受けて事業を始める方 ・民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 などの一定の要件に該当する方（事業開始後おおむね7年以内の方も含む）
資金使途	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
お問い合わせ先	日本政策金融公庫姫路支店（079-225-0571）

2. 女性、若者／シニア起業家支援資金(女性または35歳未満か55歳以上の方)

ご利用いただける方	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
資金使途	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
お問い合わせ先	日本政策金融公庫姫路支店（079-225-0571）

3. 新創業融資制度(無担保・無保証人をご希望の方)

ご利用いただける方	<p>次の1～3のすべての要件に該当する方</p> <p>1. 創業の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方</p> <p>2. 雇用創出等の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の創出を伴う事業を始める方 ・現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方 ・産業競争力強化法に定める特定創業支援等事業を受けて事業を始める方 ・民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 などの一定の要件に該当する方
融資限度額	3,000万円以内（運転資金1,500万円以内）
お問い合わせ先	日本政策金融公庫姫路支店（079-225-0571）

【その他の支援】

兵庫県よろず支援拠点 (URL: <https://web.hyogo-iic.ne.jp/keiei/yorozu>)

「よろず支援拠点」は、全国 47 都道府県に設置された、公的のコンサルティング機関です。創業者の頼れるパートナーとして、あらゆる相談に迅速な対応と適切なアドバイスをモットーに、最適な解決策をご提案します。ご利用回数制限なしで無料の相談が受けられます。

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター内

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4 神戸市産業振興センター内

電話:078-977-9085

西播磨サテライト相談所(宍粟防災センター内)

※毎月第1金曜日に実施しています。事前予約が必要ですので、上記の連絡先までお問い合わせください。

問題解決の総合的アドバイス

⇒豊富な知識と経験を持つ専門スタッフが経営者の皆様と一緒に根本原因を分析し、考え課題解決に向け支援

支援機関・専門家がチームでサポート

⇒課題内容に応じ、複数の専門家や支援機関とチームを組み、幅広い問題解決を支援

支援のワンストップサービス

⇒どこに相談すればわからない時、相談内容に応じて、適切な支援機関を紹介

女性企業家相談窓口(兵庫県信用保証協会)

女性ならではのアイデア、感性、経験等を活かした事業を円滑に進めるための各種相談にお応えする窓口です。

兵庫県信用保証協会 経営支援室支援推進課

〒651-0195 神戸市中央区浪花町 62-1 電話:078-393-3910

専用 E-mail: jyosei-sien@hosyokyokai-hyogo.or.jp

保証料率割引制度が利用できます

⇒女性創業者の方が「創業関連保証」またはを利用する際の保証料率が、通常年 1.00% のところ、0.50%とお得になっています。